



基発第 0312001 号  
平成14年3月12日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

### いわゆる労災かくしの排除について

日頃より、労働基準行政の円滑な運営に御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、労働基準行政としては、これまでも、いわゆる労災かくしの排除に努めてきたところですが、労働安全衛生法第100条に基づく「労働者死傷病報告」を所轄の労働基準監督署長に提出せず、あるいは虚偽の内容を記載して報告したとして検察庁に送検した件数はこの10年間で2倍以上に増加しており、本来、労災保険において保険給付されるべきものが、政府管掌健康保険等他の保険制度により保険給付されるという事態が今後も増加することが懸念されております。

つきましては、厚生労働省において事業主及び労働者の啓発のためのポスター等を作成し、周知することとしましたので、貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに都道府県医師会並びに貴会会員に対する周知につきましては、特段の御配慮をお願いいたします。